

くらしに役立つ学習会

私流の葬送を考える ～“自然葬”という選択肢～

ますます増える核家族化、未婚者・一人暮らしの高齢者、これらに伴う「無縁墓」の急増に地方自治体が対応に苦慮しているとの報道がありました。また、引き継ぐ人が無く放置された墓は、10年で10%の割合で増えているとの調査もあります。狭い国土の中でひと家族ごとに墓を建てるという慣習を続けているのだろうかとの疑問を持ちました。

NPO法人「葬送の自由をすすめる会」では、“自然葬”についてSDGsの観点からも取り組んでいます。この度、同会会長の中村裕二さんにお話いただきました。

“自然葬”とは

『墓地、埋葬等に関する法律』で定める「墓地」という区域ではなく、海や山などに遺骨を還すことにより、自然の大きな循環の中に回帰し、墓標として人工物を用いない葬送の方法をいいます。一般に「散骨」と言われるものです。



近年人気の樹木葬は、墓地(霊園)内に埋蔵するので、墓標がないとしても“自然葬”ではありません。

散骨は違法ではないのか？

遺灰を海や山にまくのは、違法ではありません。関係する行政機関との話し合いを十分に行い、厚生労働省・法務省から『墓地、埋葬等に関する法律』は、「自然葬を禁じる規定ではない」「葬送のための祭祀で節度を持って行われる限り問題ない」との、公式見解を得ることができました。そこで「葬送の自由をすすめる会」では、初の“自然葬”を1991年10月、相模灘で実施しました。このことは、墓に入る習慣とは異なった形の葬送を公式に認める機会となりました。

安心安全な“自然葬”を行うために

誰もが必ず「死」を迎えますが、自分の遺体を自分で処理することはできません。一人暮らしの高齢者が増えサポートする民間業者の需要が高まっていますが、預託金が失われる等のトラブルが起きています。高齢者と民間事業者とが『死後事務委任契約』などを締結して、民間事業者が高齢者の生前から死後までの一連の事務処理(緊急時の対応、入院手続き、金銭の支払い、死後の財産処分方法、葬儀、埋葬あるいは自然葬の実施など)を安心して任せられる制度を整える必要があります。葬送に関しての考え方は人それぞれ。家族であっても違います。自分の希望を伝え理解してもらう努力は必須です。「葬送の自由をすすめる会」では、まずは“自然葬”が実施しやすくなる『自然葬推進法』の制定を求める運動をしています。

葬送の仕方には昔からいろいろの方法がありました。文化の違いや宗教が絡む難しい問題で「これが正解」はないと思います。現在の日本ではほぼ火葬にされていますが、CO₂のことを考えるとそれも考え直さないといけないのかもしれない。日本ではまだ実施できませんが液体窒素で凍らせ粉々にする方法が広がっているそうです。また、ゼロ葬という何も残さない方法を提唱する方もいらっしやいます。参加者の方々も「避けられない問題をいろいろ考えるきっかけになりました」との感想を寄せてくださいました。



(文責 広報部)

相談室 屋根が壊れてるって 本当?!



～ 点検商法にご用心 ～

突然来訪した事業者から、住宅の屋根等の不具合を指摘され、リフォーム工事を契約させられたという相談が多数寄せられています。

《事例1》

近所のマンションで工事をしているという事業者が来訪した。工事で薬剤を使っているが問題はないかと聞かれたので大丈夫と伝えた。2日後再度来訪し、工事現場でお宅の屋根が見えたが壊れている部分があると指摘された。無料と言われたので屋根に上ってもらい、応急処置をしてもらった。屋根の写真を撮ってきたが、色が違うような気がした。早く直さないと雨漏りするようになると言われ不安になったので、45万円の屋根工事の契約をした。その後で、応急処置と言いながら本当はどこか壊したのではないかと思えてきて不安だ。(80代 男性)

《事例2》

80代の一人暮らしの母が突然来訪した事業者と1か月半前に屋根と外壁工事の契約をした。工事は既に終了し150万円ほど支払っている。追加の工事が必要と2日前、突然来訪し120万円の樋と破風板の工事の契約をした。不審なので娘の私からクーリング・オフを申し出た。ところが、この工事はクーリング・オフ対象外で中途解約ならば、50万円の違約金を請求することを承諾してもらっていると事業者に言われた。母に確認したが説明は受けていないという。今後どうしたらよいか。

(40代 女性)

《アドバイス》

無料、あるいは格安で点検してあげると持ちかけ、点検後に「このままでは大変なことになる」と不安をあおって契約を急がせる商法を点検商法と言います。屋根等、自分では確認できない部分の勧誘が多いようです。事例1は、無料で応急処置のために屋根に上る許可を得て、その後不安をあおっています。契約書を確認し、クーリング・オフが可能なことを伝え通知方法を説明しました。

事例2は、事業者は訪問販売にあたらないと主張をしました。しかし、相談者の認識が異なること等センターが事業者と話し合いを続けた結果、クーリング・オフ扱いになりました。

突然訪問され無料で点検を提案されたり、不安をあおられても応じないようにしましょう。見せられた写真は、自分の家ではない可能性もあります。勧誘されてもその場で契約をせず、複数の事業者から見積もりをとり比較検討するようにしましょう。

リコール製品知っていますか？ 自分で確認できます！！

リコール対象となっている家電製品や自転車等を使い続けることによる事故が、全国で5年間に558件発生しています。

事業者が発表した各種製品のリコール情報等については、消費者庁「リコール情報サイト」、経済産業省「リコール情報」、独立行政法人製品評価技術基盤機構「NITE SAFER Lite」などで確認ができます。

リコール商品と判明した場合は、使用を中止し、リコール情報に掲載されている事業者に問い合わせ対応を確認しましょう！

令和6年11月14日

東京都生活文化スポーツ局 危害・危険情報より

《消費生活センター 今後のイベント予定》

「国産大豆でみそを手作りしよう！」

2/7 (金) 午後1時～午後3時 町田市民フォーラム3階 調理室

「シューフィッターに学ぶ大人と子どもの足に合った靴選び！～自分の足のサイズを知ろう～」

2/21 (金) 午後1時～午後3時 町田市民フォーラム4階 第1学習室

【お申込み先】 町田市イベントダイヤル 042-724-5656

【お問合せ先】 町田市消費生活センター 042-725-8805